

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和 6 年度）

住 所 鹿児島市上荒田町 3 7 番 2 0 号

事業者名 鹿児島市交通局
代表者名 鹿児島市交通事業管理者
交通局長 枝元 昌一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
超低床電車	計画なし 令和7年3月現在の超低床電車導入率（17/55両） 30.9%	なし

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 (継続)	・ 車椅子利用者の超低床電車乗降時、運転士が状況に応じて補助を行う。 ・ 視覚障害者等の乗降時、運転士が車外案内マイクを使用するなどして注意喚起等を行うとともに、状況に応じて乗降の補助を行う。	・ 研修等を通じ、運転士に周知し、乗降補助サービスの提供を実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両への簡易筆談器の設置 (継続)	・全車両に簡易筆談器を設置し、筆談による情報提供を行う。	・状況に応じて継続実施中。
超低床電車運行時刻表掲載 (継続)	・超低床電車の運行時刻を停留場に掲示している時刻表に掲載する。(非低床電車については、昼間帯は「〇分間隔」とのみ掲載)	・継続実施中。
接近表示機による運行情報の提供	・停留場に電車が接近したことを、電光掲示と音声で案内する。	・継続実施中。
ロケーションシステムによる運行情報の提供(継続)	・電車の時刻表及び車両位置情報等をスマートフォン等のアプリで確認できるロケーションシステムを運用する。	・継続実施中。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者等の接遇に関する研修	・全職員を対象に、鹿児島市が作成した「障害のある方への配慮マニュアル」を参考に研修を実施する(継続)。また、鹿児島県が導入した「ヘルプカード」について職員研修を実施する。	・全体研修を実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
音声案内や掲示物による後方・啓発(継続)	・引き続き、車内での自動音声案内及び運転士のアナウンスにより、高齢者や障害者等への配慮をお願いする。	・研修及び点呼時に、運転士への指導を実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・本市の公聴制度である「わたしの提言」や「市民の声」、本局ホームページの「お問い合わせフォーム」、電話等で寄せられる当事者の意見等を把握し、共有するとともに、本計画の実施及び見直しに活用。

(3) 報告書の公表方法

・インターネット(交通局HP)の利用による公表

(4) その他

--

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通軌道(その他)	55 編成 55 (両)	0 編成 0 (両)	17 編成	0 編成	- 編成	0 編成	0 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	55 編成 55 (両)	0 編成 0 (両)	17 編成	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第5号様式)

注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。

2. 「特急等車両」とは、軌道法施行規則第21条第2項で第2号に規定する料金を適用する車両として運用される比率が多い車両とする。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。